
- 新紙幣に便乗した詐欺にご注意
- 7月は「青少年非行・被害防止全国協調月間」です。
- 「闇バイト」は犯罪実行行為者の募集です。



- 新紙幣に便乗した詐欺にご注意！！

令和6年7月3日から、新紙幣が発行されました。



これに便乗し、行政機関や金融機関などを騙り現金などをだまし取ろうとする詐欺の発生が予想されます。犯人は、言葉巧みに心の冷静さを奪い、騙そうとします。



今までのお札が使えなくなるから、これから銀行の人が、古いお札と新しいお札の交換に来てくれるって言ってたけど・・・



旧紙幣はこれからも普通に使うことができます。そして、金融機関等がお札の交換に来ることはありません。第三者には絶対にお金を渡さないでください。



国の人から、新紙幣がATMで使えるかの調査のため、謝金を支払うから、モニターとしてATMを捜査して欲しいと言われたんだけど・・・



国の機関が、モニターとしてATM操作を依頼することはありません。「ATMに行け」は詐欺です。

他県ではすでに、新紙幣に関する詐欺被害が発生しています。
上記に記載の他にも、あらゆる手口での詐欺の発生が予想される他、SNS上で誤った情報が広がることもあります。
新紙幣に関する電話連絡やメールはまずは疑い、相手の言う話を信じる前にまずは家族や消費生活センター、警察などに相談しましょう。

■ 7月は「青少年非行・被害防止全国協調月間」です。

青少年の非行情勢については、一昔前に比べると犯罪行為を行う少年の数は激減しており、喫煙やバイクでの暴走行為なども減少しています。

しかし、スマートフォンやSNSが急速に普及し、SNSで知り合った人にだまされたり、脅されたりして連れ回されたり、性被害に遭うなど、**SNSに起因する犯罪被害は増加傾向**にあり、深刻な状況となっています。

さらに、青少年が特殊詐欺の受け子で逮捕されたり、闇バイトにより犯罪行為に手を染めてしまうなど、スマートフォンを使って「何時でも」「何処でも」「誰とでも」つながることが出来る、現在の環境は常に危険と隣り合わせであり、誰でも加害者なる可能性があります。

国では、学校が夏季休暇に入る毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強化月間」とし、関係機関等と連携しながら、総合的な非行・被害防止活動を展開することとしています。

普段何気なく見ている子どもの少しの変化にいち早く気付くことが、子どもを守る第一歩です。



■ 「闇バイト」は犯罪実行行為者の募集です。

SNSやインターネット上には、仕事の内容を明らかにせず、高額な報酬の支払いを示唆して犯罪の実行者を募る投稿が掲載されています。

簡単に高収入を手に入れられるならばと、安易な気持ちで応募した結果、強盗や詐欺といった犯罪行為に加担することになります。

今年の6月には新潟市内で闇バイトがきっかけと思われる強盗事件も発生しています。

闇バイトは「犯罪実行者の募集」です。

闇バイトの危険性

一度加担してしまうと「やめたい」と思っても、「家に行く」「周囲の人に危害を加える」等と脅されて、逮捕されるまで「捨て駒」として使われてしまいます。

闇バイトに関わらないためには

「高額バイト」「即日入金」「書類を受け取るだけ」等、一見好条件に見える求人情報には注意してください。

その他、匿名性の高いアプリケーションでの連絡を求められたりする場合は犯罪に関わる危険性が大です。



▼ 編集・発行：新潟県 県民生活課 消費とくらしの安全推進班 安全・安心なまちづくり担当
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

TEL 025-280-5249 FAX 025-283-5879 E-MAIL ngt010230@pref.niigata.lg.jp

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenminseikatsu/1203872471587.html>
